

# 1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。

<b>対象契約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約（保険期間が5年末満など一部の契約は対象外です。）。</li> <li>基本契約は「一般生命保険料控除」の、無配当総合医療特約（R04）および無配当先進医療特約（無解約返戻金型）は「介護医療保険料控除」の対象です。</li> <li>無配当災害特約および無配当傷害医療特約（R04）は生命保険料控除の対象外です。</li> </ul>																														
<b>対象保険料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間（1月～12月）に払い込んだ保険料の合計額から、その年に支払われた配当金を差し引いた金額（年間正味払込保険料）となります。</li> </ul>																														
<b>生命保険料控除の手続き</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社から「保険料払込証明書」<b>※①</b>を毎年発行します。</li> <li>生命保険料控除を受けるためには「申告」が必要です。</li> </ul> <p>〈給与所得者の方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。</li> <li>保険料が団体払込みのときで、1年間に払い込んだ保険料の総額などを勤務先で確認できる場合は、「保険料払込証明書」の発行はしません。</li> </ul> <p>給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。</p> <p>〈給与所得者以外の方（申告納税者）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。</li> </ul>																														
<b>生命保険料控除額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のとおり年間の所得金額から控除されます。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈所得税〉</th> <th>年間正味払込保険料</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下のとき</td> <td></td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超え40,000円以下のとき</td> <td></td> <td>(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え80,000円以下のとき</td> <td></td> <td>(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円を超えるとき</td> <td></td> <td>一律 40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈住民税〉</th> <th>年間正味払込保険料</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下のとき</td> <td></td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下のとき</td> <td></td> <td>(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下のとき</td> <td></td> <td>(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超えるとき</td> <td></td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>「一般生命保険料」および「介護医療保険料」がある場合には、それぞれ「別枠」で計算した金額の合計となります。</li> </ul>	〈所得税〉	年間正味払込保険料	控除金額	20,000円以下のとき		全額	20,000円を超え40,000円以下のとき		(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円	40,000円を超え80,000円以下のとき		(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円	80,000円を超えるとき		一律 40,000円	〈住民税〉	年間正味払込保険料	控除金額	12,000円以下のとき		全額	12,000円を超え32,000円以下のとき		(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円	32,000円を超え56,000円以下のとき		(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円	56,000円を超えるとき		一律 28,000円
〈所得税〉	年間正味払込保険料	控除金額																													
20,000円以下のとき		全額																													
20,000円を超え40,000円以下のとき		(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円																													
40,000円を超え80,000円以下のとき		(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円																													
80,000円を超えるとき		一律 40,000円																													
〈住民税〉	年間正味払込保険料	控除金額																													
12,000円以下のとき		全額																													
12,000円を超え32,000円以下のとき		(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円																													
32,000円を超え56,000円以下のとき		(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円																													
56,000円を超えるとき		一律 28,000円																													

\*①…保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、ご契約者向けWebサービス「マイページ」または、最寄りの郵便局（簡易郵便局は除きます）にて手続きください。また、保険料払込証明書は「マイページ」および「マイナポータル」から電子発行することも可能です。「マイページ」のご利用または保険料払込証明書の電子発行にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。  
マイページのご利用：<https://www.jp-life.japanpost.jp/mypage/>  
保険料払込証明書の電子発行：<https://www.jp-life.japanpost.jp/customer/procedure/certificate/digital.html>

## 2 保険金の税法上の取り扱い

保険金にかかる税金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。以下は、ご契約者が保険料負担者の場合です。

### (1) 保険金の課税の取り扱い

学資祝金、満期保険金、死亡給付金、死亡保険金

契約内容の例			税の種類
ご契約者	被保険者	保険金受取人	
A	Aの子	A	所得税(一時所得)(※) 住民税

(※)学資祝金付21歳満期学資保険の学資祝金および満期保険金の場合は、所得税(雑所得)となります。

### (2) 入院保険金などの非課税扱い

●次の保険金の受取人が「被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にする他の親族」に該当するときには、次の保険金は「**非課税**」となります。

入院保険金、入院一時金、手術保険金、放射線治療保険金、傷害保険金、先進医療保険金

#### ⚠ ご注意

- 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。
- 金融類似商品とみなされる保険契約の差益は、源泉分離課税の対象となります。
- 2021年12月現在に適用される税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なる可能性もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。